

## 岐阜県保育研究協議会 ホームページ バナー広告 掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県保育研究協議会（以下、「本会」という）が行う広報活動の一環として、本会ホームページに掲載するバナー広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載範囲)

第2条 本会ホームページに広告を掲載できるものは、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- (6) その他、本会会長が掲載することが好ましくないと判断したもの

### (広告の種類と規格)

第3条 広告の種類はバナー広告とする。

2 広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦 60 ピクセル×横 280 ピクセルとする。
- (2) 形式は、GIF（アニメーション GIF 不可、透過 GIF 不可）及び JPEG とする。
- (3) バナー広告は、広告主の負担により作成し、データで提出すること。

### (広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、本会ホームページのトップページで本会が指定した位置とする。

### (広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、半年または1年単位とする。

### (広告掲載料金)

第6条 広告掲載料金は、次のとおりとする

掲載期間	金額
半年	5,000円
1年	10,000円

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告掲載希望者は、本会ホームページバナー広告掲載申込書(様式1)に必要な事項を記入し、掲載しようとする広告原稿の見本を添えて、広告掲載開始日の30日前までに本会会長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 本会会長は、前項の申し込みを受けたときは、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 本会会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、本会ホームページバナー広告掲載承認・不承認決定通知書(様式2)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入について)

第9条 広告掲載料金の納入については、広告掲載開始月に掲載が決定した期間の広告料を本会から別途請求するものとする。

2 一度納入された料金は、原則として返還しない。ただし、本会の責めによる事由(通信機器等の不具合による場合を除く)により広告が掲載できなかった場合は、掲載できなかった日数に応じた広告料に相当する額を返還するものとする。

3 前項にかかわらず、天災・事変その他の非常事態の発生により、本会ホームページの運営を一時停止した場合は料金は返還しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年11月16日から適用する。